

製造業における特定技能外国人受入れに関する FAQ

令和2年7月3日（金）時点版

製造業における特定技能外国人受入れに関する FAQ	1
1. 受入れ人数等	3
(1) 受入れ人数上限	3
(2) 受入れ状況、受入れ順番	3
2. 業種（分野）・職種（業務区分）の該当性	3
(1) 該当性判断の方法	3
(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①	4
(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②	4
(4) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業者）	4
(5) 該当性判断の個別相談ケース②（自動車車体部品プレス）	4
(6) 該当性判断の個別相談ケース③（修理業における塗装、溶接等）	4
(7) 該当性判断の個別相談ケース④（建設業における溶接）	4
(8) 該当性判断の個別相談ケース⑤（精密製品製造業の該当業種）	5
(9) 該当性判断の個別相談ケース⑥（鋳鋼製造業における対象職種）	5
3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ	5
(1) 技能実習の職種と特定技能の業務区分との関係	5
(2) 技能実習の作業と特定技能の関係	5
(3) 「技能実習2号を良好に修了した」と判断する要件	5
(4) 旧「研修・技能実習制度」修了者の扱い	6
(5) 2年10ヵ月未満での技能実習修了者の扱い	6
(6) 「評価調書」を準備できない場合の対応	6
(7) 一時帰国の必要有無	6
(8) 技能実習中の移行可否	7
(9) 技能実習修了職種以外への従事	7
4. 業務範囲について	7
(1) 作業内容	7
(2) 複数の製造ライン時の対応	7
(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①	7
(4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②	8
(5) 転職について	8
(6) 異動の可否	8

5. 製造分野特定技能 1 号評価試験について	9
(1) 試験日程	9
(2) 受験資格	9
(3) 製造 3 分野以外の技能実習修了者の扱い	9
6. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会	10
(1) 入会について（必要有無、入会時期）	10
(2) 入会申請から登録までの期間	10
(3) 受入れ協議・連絡会入会の単位	10
(4) 入会済みの事業所における別分野の追加登録	10
(5) 受入れ協議・連絡会入会にあたっての事前登録等	10
(6) 受入れ協議・連絡会の入会費	11
(7) 受入れ協議・連絡会の開催・出席	11
(8) 分野の該当性の入力	11

1. 受入れ人数等

(1) 受入れ人数上限

(質問 1-1) 1 号特定技能外国人を受け入れる際、人数制限はありますか。

(回答 1-1) 受入れ機関ごとの受入れ人数に制限はありませんが、受入れ機関としての義務（1 号特定技能外国人支援計画）を果たす上で支障がないことが前提となります。

(2) 受入れ状況、受入れ順番

(質問 1-2) 制度開始から 5 年間の受入れ見込み人数に対する、現在の特定技能外国人数の受入れ状況を教えてください。また、受入れの順番は、申請が認められた順ということですか。

(回答 1-2) 特定技能外国人の受入れ状況は、定期的に最新の特定産業分野別の特定技能外国人数が出入国在留管理庁のホームページにて公表されています（分野別の国籍・地域別、都道府県別、試験ルート・技能実習ルート別などの詳細版については 3 か月ごとに更新しています）。また、受入れは申請が認められた順となります。

【制度説明資料「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（毎月更新）」】

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

【特定技能在留外国人数の公表（3 か月ごとに更新）】

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00215.html

2. 業種（分野）・職種（業務区分）の該当性

(1) 該当性判断の方法

(質問 2-1) 受入れ可能な事業所であるかどうか分かりません。何をみて判断したらよいですか。

(回答 2-1) 製造 3 分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）については、日本標準産業分類に基づき該当性を確認していただく必要があります。

まず、「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の大分類 E 製造業（総務省）の一覧」及び、「説明及び内容例示」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf

から、受入れを希望する事業所で直近 1 年間に「製造品出荷額等」が発生している業種を確認してください（審査は事業所毎に行いますので、事業所単位でご確認いただく必要がございます。）。)

次に、経済産業省のホームページ＜特定技能外国人材制度（製造 3 分野）＞に掲載されている「最新の経済産業省説明資料（受入れセミナー使用資料）」P2 の『製造 3 分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類』をご覧ください、最初にご判断された業種が該当しているかご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①

(質問 2-2) 当社の主たる事業は、日本標準産業分類をもとにすると製造 3 分野に該当しませんが、業務の一部で、製造 3 分野で受入れが認められる業務区分を扱っており、その売上があります。この場合、受入れが可能な特定産業分野に該当しますか。

(回答 2-2) 主たる事業でなくても、製造 3 分野のうち受入れ可能な産業分類に該当した製造品の出荷額が発生している場合は、特定産業分野に該当する、と判断します。ただし、特定技能外国人を受け入れられるのは、受入れ可能な産業分類に該当する製造ライン上のみとなりますのでご注意ください。

(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②

(質問 2-3) 当社は塗装業です。機械部品の塗装を行っており加工賃収入があります。業務区分「塗装」で受け入れることは可能ですか。

(回答 2-3) 製造 3 分野のうち受入れ可能な産業分類に該当した事業所でのみ受け入れることが可能となりますので、塗装業であれば原則受け入れることはできません。

(4) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業者）

(質問 2-4) 業務区分「めっき」は、製造 3 分野のうち、どのような事業者が受入れ対象となりますか。

(回答 2-4) 素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野に属する事業所の製造工程内にめっき工程がある事業者が受入れ対象となります。

(5) 該当性判断の個別相談ケース②（自動車車体部品プレス）

(質問 2-5) 当社は自動車車体部品のプレスを行っています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-5) 自動車車体部品であっても、スタンプ加工（プレス加工-機械仕上げをしないもの）は 245 に該当しますが、スタンプ加工品（プレス加工品）が組み合わさった自動車車体部分品は、3113 に該当すると判断します（中分類 31 輸送用機械器具は対象外となります）。

(6) 該当性判断の個別相談ケース③（修理業における塗装、溶接等）

(質問 2-6) 当社は中古の機械類を仕入れて、修理及び塗装を行っています。業務区分「塗装」、「溶接」、「機械加工」等で受入れ可能ですか。

(回答 2-6) 修理のための塗装や溶接、機械加工等での売上は修理料収入となり、修理業であるため対象外となります。

(7) 該当性判断の個別相談ケース④（建設業における溶接）

(質問 2-7) 当社は建設関連の会社です。現場での溶接作業で 1 号特定技能外国人の採用は可能ですか。

(回答 2-7) 建設・建築（工事・据付）の代金は建設業収入に該当するため採用することはできません。

(8) 該当性判断の個別相談ケース⑤（精密製品製造業の該当業種）

（質問 2-8）プレスブレーキやタレットパンチプレス等を用いて薄い金属板を加工する精密な製品を製造する事業は、特定技能制度の運用上、どのような産業分類に当てはまるでしょうか。

（回答 2-8）2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）に当てはまる可能性があります。なお、建築用の金属製品製造業などの用途に特化した製造業の場合、これに当てはまらない場合もあるため留意が必要です。

(9) 該当性判断の個別相談ケース⑥（鋳鋼製造業における対象職種）

（質問 2-9）2253 鋳鋼製造業に該当する事業所です。素形材産業分野の業務区分に鋳造や鍛造はありますが、鋳鋼がありません。特定技能の活用はできないのですか？

（回答 2-9）2253 鋳鋼製造業に該当している事業所であれば、鋳鋼製品の製造工程に存在する「機械加工」や「溶接」といった業務区分での受入れが想定されます。

例えば、「機械加工」の職種により技能実習 2 号を修了した外国人材がいれば、所定の手続後、鋳鋼品製造工程における機械加工作業に従事することができますのでご検討下さい。

3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ

(1) 技能実習の職種と特定技能の業務区分との関係

（質問 3-1）技能実習 2 号を修了した職種からの移行が認められた業務区分で特定技能 1 号を取得した場合、他の業務区分の作業を行うことは可能ですか。

（回答 3-1）在留資格を得た業務区分以外の作業は認められておりません。在留資格を得た業務区分以外での作業を希望する場合は、希望する業務区分の製造分野特定技能 1 号技能評価試験に合格することが必要です。

(2) 技能実習の作業と特定技能の関係

（質問 3-2）技能実習では【職種：プラスチック成形】のブロー成形作業を行っていました。特定技能 1 号では、技能実習 2 号の他の作業（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形）も行うことは可能ですか。

（回答 3-2）可能です。プラスチック成形の業務区分は、指導者の指示を理解し、又は、自らの判断によりプラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業を対象としています。なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、ご注意願います。

(3) 「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断する要件

（質問 3-3）どのような要件を満たせば「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

（回答 3-3）以下の 2 つの要件を満たす必要があります。1) 技能実習 2 年 10 か月以上の修了、かつ、2-1) 技能検定 3 級若しくは相当する技能実習評価試験の実技試験への合格、又、2-2) 「評価調

書」に基づき、技能実習 2 号を良好に修了したと認められること、のいずれかの要件を満たす必要があります。

ただし、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合、かつ、過去 1 年以内に技能実習法の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む）を受けていない場合は 2-1）に係る合格証書及び 2-2）に係る「評価調書」の提出を省略できます。詳細については最寄りの出入国在留管理局へお問い合わせください。

(4) 旧「研修・技能実習制度」修了者の扱い

（質問 3-4）旧「研修・技能実習制度」の下で、2000 年代前半に当社で 3 年間の技能実習を修了した、元技能実習生を採用したい場合、「技能実習ルート」での受入れは可能ですか。

（回答 3-4）「技能実習 2 号を修了した者」には、研修・技能実習制度（1993 年～2010 年）下の「特定活動」の技能実習生も含まれます。

(5) 2 年 10 ヶ月未満での技能実習修了者の扱い

（質問 3-5）技能実習 2 号として在留時、技能検定 3 級を取得し、3 年を待たず 2 年 6 か月で帰国した元技能実習生を特定技能 1 号に移行する場合、「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

（回答 3-5）技能実習を 2 年 10 か月以上修了することが必須要件になっています。そのため、日本語試験及び特定技能 1 号評価試験免除には該当せず、特定技能外国人として受け入れるには、日本語試験、特定技能 1 号評価試験のどちらも合格が必要です。

(6) 「評価調書」を準備できない場合の対応

（質問 3-6）他社で技能実習を行った技能実習修了者の受入れを希望していますが、元実習実施先から協力が得られず、実習中の出勤状況や生活態度等を記載した評価調書が作成できません。

（回答 3-6）以下の 2 点を提出することで、地方出入国在留管理局から、技能実習 2 号を良好に修了したか否か総合的に評価することも可能です。

- 1) 「評価調書」を提出することができないことの経緯を説明する理由書（任意様式）。
 - 2) 「評価調書」に代わる文書（例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書（任意様式））。
- 詳細については最寄りの地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

(7) 一時帰国の必要有無

（質問 3-7）技能実習 2 号から特定技能 1 号へ移行する際、一時帰国しなければならないのですか。

（回答 3-7）技能実習 2 号を終了した外国人が特定技能 1 号へ移行する際、一時帰国することは法令上の要件とはなっていません。

(8) 技能実習中の移行可否

(質問 3-8) 現在、技能実習 3 号の実習中です。特定技能 1 号への移行は可能ですか。

(回答 3-8) 技能実習中の移行はできません。技能実習 3 号を修了してから可能となります。

(9) 技能実習修了職種以外への従事

(質問 3-9) 技能実習 2 号を修了後、特定技能 1 号を取得し就労している特定技能外国人が、他の業務区分の技能試験を受験して合格した場合、両方の業務に携わることは可能ですか。

(回答 3-9) 製造分野特定技能 1 号技能評価試験に合格した業務区分にも従事することが、可能になります。

4. 業務範囲について

(1) 作業内容

(質問 4-1) 特定技能外国人が従事する作業内容について教えてください。

(回答 4-1) 特定技能外国人の受入れに関する運用要領<別紙 6>に、業務区分別に記載しています。

例：金属プレス加工

指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事

<http://www.moj.go.jp/content/001315380.pdf>

また、分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ①原材料・部品の調達・搬送作業、②前後工程作業、③クレーン・フォークリフト等運転作業、④清掃・保守管理作業

(2) 複数の製造ライン時の対応

(質問 4-2) 製造ラインで、受入れ対象の産業分類に該当するものと該当しないものを製造しています。

受入れ対象の産業分類で特定技能外国人を受け入れた場合、受入れ対象の産業分類に該当しない製造品の製造作業に携わることは可能ですか。

(回答 4-2) 同じ事業所／製造ライン内であっても、受入れ対象の産業分類に該当しない分野の業務に従事することはできません。また在留資格を取得した職種(業務区分)以外の作業もできません。

(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①

(質問 4-3) 自動車部品と生産用機械部品の製造ラインがあり、日本人は交代で双方のラインでの作業に従事しています。同じ職場の日本人と同様、交代で作業することは可能ですか。

(回答 4-3) 1 号特定技能外国人が従事できるのは、受入れ可能な日本標準産業分類に該当する製造品のラインのみとなるため、生産用機械部品の製造ラインでしか働くことができません

(自動車部品は中分類 31 輸送用機械器具に該当し対象外)。

(4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②

(質問 4-4) 1 号特定技能外国人の業務区分は「溶接」で受け入れています。当事業所で「溶接」をしている他の日本人従業員は、通常「機械加工」にも従事しています。この場合、同じように「機械加工」にも従事させて良いですか。

(回答 4-4) 1 号特定技能外国人を「溶接」の業務区分で受け入れた場合は、日本人従業員が「機械加工」や「仕上げ」をマルチタスク化していたとしても、「機械加工」や「仕上げ」には従事できません。もし、同様に「機械加工」や「仕上げ」の業務に従事させたい場合には、1 号特定技能外国人に「機械加工」や「仕上げ」の特定技能 1 号評価試験に合格させることで、可能となります。

なお、主に従事する業務と併せて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原材料・部品の調達・搬送作業等）に付随的に従事することは差し支えありません。

(5) 転職について

(質問 4-5) 「鋳造」の業務区分で、「素形材産業分野」の事業者と雇用契約締結している特定技能外国人がいますが、業務区分は変わらず「鋳造」のまま「産業機械製造業分野」の事業者への転職は可能ですか。

(回答 4-5) 「鋳造」は、「素形材産業分野」及び「産業機械製造業分野」の範囲に限り転職が認められているため、転職は可能です。業務区分が認められていない分野へは、転職することはできません。ただし、複数の業務区分の技能を有する外国人は、それぞれの業務区分で在留資格変更許可を得られれば、複数の業務区分で従事可能です。

なお、特定技能外国人が転職等を行う場合、その在留資格について、分野、受入れ機関の変更がある場合には地方出入国在留管理局への申請が必要であり、就業場所（自社事業所）の変更がある場合には、地方出入国在留管理局への届出等が必要です。

(6) 異動の可否

(質問 4-6) 関連会社への異動は可能ですか。

(回答 4-6) 特定技能外国人と雇用契約を結んでいない関連会社等の他社、他社事業所への異動は認められておりません。

5. 製造分野特定技能 1 号評価試験について

(1) 試験日程

(質問 5-1) 試験日程・開催場所は決まっていますか。

(回答 5-1) 最新の試験日程・開催場所は経済産業省ホームページ、及び、製造業における特定技能外国人材受入れポータルサイト上にて随時情報更新をしています。

経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/sswm-exam.html

ポータルサイト

https://www.sswm.go.jp/exam_f/

(2) 受験資格

(質問 5-2) 特定技能に係る試験の受験資格者の対象を教えてください。

(回答 5-2) 受験資格者は、2020 年 4 月 1 日以降については、国内試験についても過去に中長期在留者として在留した経験がない方であっても受験を目的として「短期滞在」の在留資格により入国し、受験することが可能となりましたので、試験日当日において満 17 歳以上の外国人（なお、日本上陸時点では 18 歳以上であることが必須）とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者であれば対象となります。

(3) 製造 3 分野以外の技能実習修了者の扱い

(質問 5-3) 製造 3 分野以外の職種・作業で、技能実習 2 号を良好に修了している場合でも、日本語試験に合格する必要がありますか。

(回答 5-3) 製造 3 分野以外の職種・作業（宿泊を除く。）で技能実習 2 号を良好に修了している場合、職種・作業の種類にかかわらず、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、日本語試験が免除されます。その場合でも、別途、製造 3 分野の職種・作業で必要とされる相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有しているかを確認するための製造分野特定技能 1 号評価試験の合格が必要となります。

6. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

(1) 入会について（必要有無、入会時期）

（質問 6-1）製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下、「受入れ協議・連絡会」という）への入会は必須ですか。また、いつ入会申請を行うと良いですか。

（回答 6-1）受入れ協議・連絡会には、特定技能所属機関（1 号特定技能外国人と雇用契約を結んだ企業）の入会は必須です。入会申請には、審査に一定の期間を要しますので、余裕をもって受入れ協議・連絡会のホームページより手続きを行ってください。入会申請は出入国在留管理庁への在留資格取得の申請以前でも可能です。

<https://www.sswm.go.jp/entry/login.html> （令和 2 年 7 月中旬オープン予定）

なお、登録支援機関等の関係機関の入会は任意です。

(2) 入会申請から登録までの期間

（質問 6-2）入会申請から登録までどのくらいかかりますか。

（回答 6-2）入会審査は、申請順に行われ、3～5 週間程度の期間をいただいています（申請件数に応じて若干前後する可能性があります）。入会となりましたら、受入れ協議・連絡会のホームページ上の名簿への掲載をもって入会のご連絡とさせていただきますので、ホームページをご確認ください。なお、申請に不備があった場合には、個別にメール等で連絡いたします。

(3) 受入れ協議・連絡会入会の単位

（質問 6-3）素形材産業分野、産業機械製造業分野、それぞれで 1 号特定技能外国人を受け入れる場合、受入れ協議・連絡会へは分野別にそれぞれ入らないといけないのですか。

（回答 6-3）一つの事業所で複数の分野の申請をするときはまとめて申請が可能です。なお、受け入れる事業所ごとに入会する必要があるため、同一法人でも、複数事業所で受け入れる場合は、受け入れる事業所ごとに受入れ協議・連絡会への入会が必要です。

(4) 入会済みの事業所における別分野の追加登録

（質問 6-4）既にある分野で受入れ協議・連絡会に入会済みの事業所において、他の分野の 1 号特定技能外国人を受け入れる場合、再度の申請が必要になるのでしょうか。

（回答 6-4）再申請が必要になりますので、受入れ協議・連絡会のホームページより再度申請手続きを行ってください。

(5) 受入れ協議・連絡会入会にあたっての事前登録等

（質問 6-5）製造 3 分野において受入れ協議・連絡会の構成員になる他に、事前に入会・登録等しなければならないものはありますか。

（回答 6-5）ありません。製造 3 分野においては経済産業省が設置する受入れ協議・連絡会の入会手続きのみです。

(6) 受入れ協議・連絡会の入会費

(質問 6-6) 受入れ協議・連絡会の入会費、年会費はかかりますか。

(回答 6-6) 当面の間（令和 2 年度）は入会費、年会費ともに徴収しておりません。令和 3 年度以降の取扱いは未定です。

(7) 受入れ協議・連絡会の開催・出席

(質問 6-7) 受入れ協議・連絡会の開催場所、頻度はどの程度ですか。出席は必須ですか。

(回答 6-7) 年間 4 回程度の開催を想定しています。なお、今後の開催時期・場所等については、決まり次第会員の皆様にお知らせいたします。

(8) 分野の該当性の入力

(質問 6-8) 「製造品出荷額等が発生している」ことを証明する書類は、どのようなものが認められますか。

(回答 6-8) 入会申請の際は、次のような書類等をご準備いただき、添付していただく必要があります。

例：直近 1 年間の納品書と製造品写真やパンフレット、回答済み「工業統計調査票」の写し等